

被災中小企業販路開拓支援事業のご案内

当センターでは、東日本大震災により被災した沿岸地域の中小企業者において、事業再開後も取引先や販路を失ってしまったために売上が回復できていない企業を対象とし、新市場開拓及び取引の回復に向けた支援を行うことにより、復興が促進されることを目的として、下記の概要で助成事業を実施いたします。

対象企業

東日本大震災で被災した沿岸12市町村に本社、工場又は事業所を有する被災中小企業のうち、**原則として、津波による資産の損壊及び消失の被害を受けた企業とします。**

支援内容

- ① 支援対象企業が実施する、**新市場開拓及び取引を回復するための事業活動**※に要する経費について、一部または全部を助成します。
- ② 支援対象とする事業活動は、**課題が明確であり、かつその解決策として効果的と判断される計画が示されるもの**とし、他の補助金、助成金を受けない活動経費とします。
- ③ 支援対象とする事業活動の期間は、**助成の決定通知日から6ヶ月以内**とします。

※「新市場開拓及び取引を回復するための事業活動」の例

- 新商品開発
- 既存商品の見直し(パッケージデザインのリニューアル)
- 展示会出展による商品のPR
- 販売方法の新しい試み(インターネットを通じた販売)
- 新事業及び新分野進出
- 集客に向けた取り組み(ホームページの開設)

対象経費

通信運搬費、使用賃借料、専門展示会等出展経費、原材料費、専門家謝金、外注・委託費、旅費、その他センターが必要と認める経費とします。
ただし、販売する製品の原材料や事務所等の家賃、電話料金等、販売する製品製造に関する経費や事務所運営に係る経費は対象外とします。

助成金額

1企業当たり**500,000円以内**とします。

助成の決定

申請書を受理した後、ヒアリング調査を実施し、審査委員会において助成の可否を決定いたします。なお、助成金の支払いは、販路開拓に関する活動が終了した後にご提出いただく実績報告書を踏まえ、確認調査したうえで助成額を確定してからお支払いいたします。

申込期限

平成25年1月31日(木) 必着 (助成の決定通知は、2月下旬を予定しています。)

※事業の詳細及び申込書につきましては、下記のホームページをご覧ください。担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ

産業支援グループ

☎019-631-3823 (担当:佐々木)
http://www.joho-iwate.or.jp/info/hanro/